



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和元年 12 月 27 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 頼田
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和 2 年度税制改正大綱 Part I 個人所得税 (金融・証券税制)

1. NISA 制度の見直し (延長・拡充) 【所得税・地方税】

(1) つみたて NISA (非課税累積投資契約に係る非課税措置) の勘定設定期間 5 年延長 (令和 24 年 12 月 31 日まで)

(2) 新一般 NISA (特定非課税累積投資契約 (仮称) に係る非課税措置) の創設

現行の一般 NISA (非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置) の勘定設定期間の終了 (令和 5 年 12 月 31 日) にあわせ、特定非課税累積投資契約 (仮称) ※1 に係る非課税措置を創設。(現行のつみたて NISA との選択適用。)

対象勘定: 居住者等が金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に設けた特定累積投資勘定 (仮称) ※2 及び特定非課税管理勘定 (仮称) ※3

対象期間: 上記の勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過する日までの間

所得税及び個人住民税の非課税対象:

① 上記対象期間内に支払を受けるべき以下の配当等 (注 1)

イ. 特定累積投資勘定 ※2 に係る公募等株式投資信託 ※4、ロ. 特定非課税管理勘定 ※3 に係る上場株式等

(注 1) 当該金融商品取引業者等がその配当等の支払事務の取扱いをするものに限る。

② 上記対象期間の間に譲渡等をしたことに伴う譲渡所得等 (譲渡等による損失金額はないものとみなす。)

イ. 特定累積投資勘定 ※2 に係る公募等株式投資信託 ※4 の受益権、ロ. 特定非課税管理勘定 ※3 に係る上場株式等

その他: 令和 5 年 12 月 31 日に令和 5 年分の非課税管理勘定を設定している居住者等については、令和 6 年 1 月 1 日において、その勘定に係る非課税口座に特定累積投資勘定 ※2 及び特定非課税管理勘定 ※3 が設けられることとする等の所要の措置を講ずる。

③ 非課税限度額: 特定累積投資勘定 ※2 は年間 20 万円、特定非課税管理勘定 ※3 は年間 102 万円

※1 特定非課税累積投資契約: 上記非課税適用を受けるための公募等株式投資信託 ※4 の受益権の定期かつ継続的な方法による買付け等に関する契約で、以下の事項が定められているもの。

【特定累積投資勘定 ※2 について】

① 公募等株式投資信託 ※4 の受益権の管理は、特定累積投資勘定 ※2 において行うこと。

② 当該特定累積投資勘定 ※2 は、当該居住者から提出を受けた非課税口座簡易開設届出書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された勘定設定期間においてのみ設けられること。また、原則その勘定設定期間内の各年 1 月 1 日において設けられること。

③ 当該特定累積投資勘定 ※2 には現行の累計投資勘定に受け入れ可能な公簿等株式投資信託の受益権のうち、一定の要件に該当するもののみを受け入れること。

(注) 特定累積投資勘定 ※2 に受け入れた公募等株式投資信託 ※4 の受益権については、当該勘定を設けた日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過した日の属する年分の累積投資勘定にその公募等株式投資信託 ※4 の受益権の取得対価の額により移管することができることとする。

【特定非課税管理勘定 ※3 について】

・ 上場株式等の管理は、特定非課税管理勘定 ※3 において行うこと。

・ 当該特定非課税管理勘定 ※3 には、一定の要件を満たす上場株式等のみを受け入れること。

(注) ・ 特定累積投資勘定で 6 ヶ月以内に公募等株式投資信託の受益権を受け入れている場合に限り、上場株式等を受け入れることができる。

・ 現行 NISA 口座から特定累積投資勘定に公募等株式投資信託を受け入れないことを届け出た者が上場株式等を受け入れることができる。

※2 特定累積投資勘定: 特定非課税累積投資契約 ※1 に基づき非課税口座で管理される公募等株式投資信託 ※4 の受益権を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、令和 6 年から令和 10 年までの各年のうち現行の累積投資勘定が設定される年以外の年に設けられるもの。

※3 特定非課税管理勘定: 特定非課税累積投資契約 ※1 に基づき非課税口座で管理される上場株式等を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定 ※2 と同時に設けられるもの。

※4 公募等株式投資信託: その受益権が金融商品取引所に上場等がされている又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの。

2. ジュニア NISA の見直し 【所得税・地方税】

未成年者口座開設可能期間終了後の措置 (開設可能期間の延長なし)

終了にあわせ令和 6 年 1 月 1 日以後は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払出しが可能。